

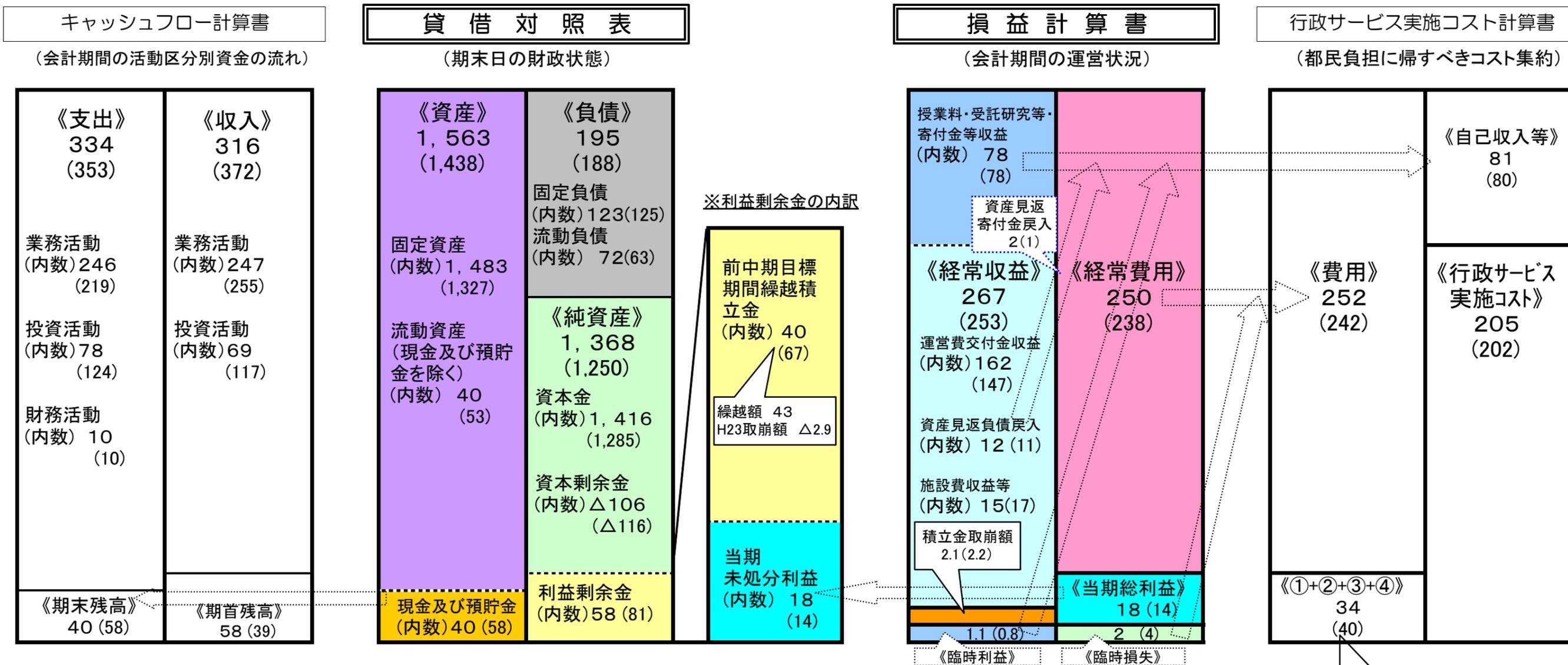
# 平成23年度 公立大学法人首都大学東京 財務諸表について (概要)

## 1 公立大学法人首都大学東京 (以下「法人」という。) の財務諸表の取り扱いについて (地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を公告するとともに一般の閲覧に供しなければならない。

## 2 平成23年度財務諸表等の概要及び相互関連図

( )は22年度 (単位:億円)



《支出・収入》  
業務活動: 第一期中期目標期間の終了に伴い、積立金を都へ返納したことなどから、支出が27億円の増となった。  
投資活動: 有価証券の売買を抑え、投資活動の収支ともに減少しているが、キャッシュフローの的確な把握に努め、超長期債を中心に運用を行うとともに、新規に特約付定期預金を導入すること等により、運用利益(0.9億円、昨年度から0.2億円増)を確保した。

《資産》  
固定資産: 高専荒川キャンパスの土地の出資や設備更新工事等により、156億円増となった。  
流動資産: 第一期中期目標期間の終了に伴う都への積立金の返納などから、現金及び預貯金を含め31億円の減となった。  
《負債》  
主に、地方独法特有の会計処理で計上される資産見返負債などの「固定負債」(123億円)と未払金などの「流動負債」(72億円)から構成される。  
《純資産》  
高専荒川キャンパスの土地の出資や設備更新工事等により、118億円の増となった。

《経常収益》  
運営費交付金収益: 実行プログラム事業費、ICT教育環境整備・退職手当に係る特定運営費交付金の増などにより、15億円の増となった。  
《経常費用》  
実行プログラム事業・ICT教育環境整備の実施、退職手当の増などにより、12億円の増となった。

- ① 損益外減価償却等相当額 23(20)
- ② 引当外賞与増加見積額 Δ0.3(0)
- ③ 引当外退職給付増加見積額 Δ5(0)
- ④ 機会費用 16(20)